

## 温泉法に基づく登録分析機関の登録のお知らせ

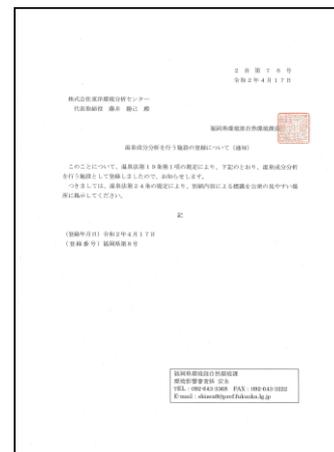
福岡事業所におきまして温泉法に基づく登録分析機関として、新たに登録を行いましたので、ご紹介致します。

### <登録分析機関で行う検査内容>

- ・温泉を公共の浴用に供しようとする場合  
→温泉成分分析（鉱泉分析指針に基づく）

利用の許可を得た温泉施設の成分・禁忌症の掲示が必要です。  
（掲示は、登録分機関の行う温泉成分の結果※に基づく必要があります。）

※平成19年4月25日に公布された温泉法の一部を改正する法律において、温泉成分の定期的な（10年ごと）分析が義務付けられています。前回の成分分析実施日が平成12年1月1日以前の温泉については、最初の分析期限を平成21年12月31日という経過措置がとられております。分析期限を含め、お困り事がございましたらお問い合わせ下さい。



▲登録番号 福岡第8号

温泉とは、昭和23年に制定された「温泉法」により、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、温度25℃以上又は下記19種の物質のいずれかを有するものと定義されています。

項目	含有量（1kg中）
溶解物質（ガス性のものを除く。）	総量1,000mg以上
遊離炭酸(CO <sub>2</sub> )	250mg以上
リチウムイオン(Li <sup>+</sup> )	1mg以上
ストロンチウムイオン(Sr <sup>2+</sup> )	10mg以上
バリウムイオン(Ba <sup>2+</sup> )	5mg以上
総鉄イオン(Fe <sup>2+</sup> , Fe <sup>3+</sup> )	10mg以上
マンガン(II) (Mn <sup>2+</sup> )	10mg以上
水素イオン(H <sup>+</sup> )	1mg以上
臭化物イオン(Br <sup>-</sup> )	5mg以上
ヨウ化物イオン(I <sup>-</sup> )	1mg以上
フッ化物イオン(F <sup>-</sup> )	2mg以上
ヒ酸水素イオン(HAsO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	1.3mg以上
メタ亜ヒ酸(HAsO <sub>2</sub> )	1mg以上
総硫黄(S)	1mg以上
メタホウ酸(HBO <sub>2</sub> )	5mg以上
メタケイ酸(H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> )	50mg以上
炭酸水素ナトリウム(NaHCO <sub>3</sub> )	340mg以上
ラドン(Rn)	20×10 <sup>-10</sup> Ci以上
ラジウム塩 (Raとして)	1×10 <sup>-8</sup> mg以上



### <温泉に関するその他の分析>

- ・飲用適否検査
- ・可燃性ガス(メタンガス)
- ・公衆浴場における水質検査

上記におきましても弊社にて検査を承っております。ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。



◇企画・製作◇

東洋環境分析センター  
企画・販促委員会

弊社社員ブログ更新中です！

是非ご覧下さい！



<http://www.let-toyokankyo.com>